

## 事前協議申請書の作成要領について

(1) 事前協議申請は、事前協議申請書（第1号様式）に次の図書を揃えて提出してください。書類に不足があった場合は受付ができませんのでご注意ください。また、図面のサイズはA3でお願いします。

対象事業	添付図書
すべての事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>委任状（事業者の代理人が申請する場合に限る。）</li> <li>付近見取図</li> <li>公図（計画地及び隣接する土地の所有者を明記してください。計画地は朱書きで囲んでください。）</li> <li>現況図（開発区域に隣接する区域を含む。）並びに道路水路の現況断面</li> <li>現況を示す写真（接道箇所につきそれぞれ3方向から撮影したもの。）</li> <li><u>公共接続柵が既設のものである場合</u> 当該公共接続柵の現況がわかる写真</li> <li>事業施行地積測量図又は敷地測量図</li> <li>土地利用計画図（共同住宅の場合 <u>ごみ集積施設について経済環境局業務課の確認済印を押印したもの。</u>）</li> <li>配置図（土地利用計画図と兼用可。）</li> <li>各階平面図</li> <li>立面図（2面以上）</li> <li>断面図（2面以上。高さが10メートル未満の住宅（他の用途に供する部分が含まれるものを除く。）以外を建築する場合）</li> <li>給排水計画図（給排水の引込管が新設のものか、既設のものかを記入のこと。）</li> </ol>
該当する場合必要となる図書	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>造成計画がある場合</u> 造成計画図及び断面図</li> <li><u>官民有地境界明示協定締結箇所がある場合</u> 官民有地境界明示協定書の写し</li> <li><u>事業者と土地所有者が異なる場合</u> 使用承諾書、貸借契約書又は売買契約書の写し</li> <li><u>計画する土地が最低敷地面積を下回っている場合</u> 土地の登記事項証明書又は建築計画概要書の写し</li> <li><u>一戸建て住宅の計画戸数が2以上の場合</u> 第1号様式別紙</li> <li><u>一戸建て住宅の敷地が旗状地の場合</u> 専用通路部分の求積図</li> <li><u>共同住宅を建築する場合</u> 共同住宅の新築に関する計画書（第6号様式）</li> <li><u>計画戸数10戸以上の共同住宅で敷地外に駐車場を確保する場合</u> 駐車場を敷地外で確保する旨が記載された誓約書</li> <li><u>計画戸数50戸以上の共同住宅の場合</u> 集会所の占有床面積の求積図</li> <li><u>工業地域で緩衝帯として緑地を整備する場合（専用住宅・長屋・共同住宅に限る。）</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>緑地の位置図及び求積図</li> <li>緑地を除いた敷地の求積図</li> <li>建ぺい率及び容積率の求積図及び計算表</li> </ol> </li> <li><u>土地区画整理事業施行中の区域等の場合</u> 仮換地図及び仮換地証明又はこれに代わる書類</li> </ol>
I 高さが10mを超える建築物の場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>電波障害防止計画書（第3号様式）</li> <li>テレビジョン又はラジオの放送電波の受信に障害が生じることが予想される区域を示す図面（総務大臣の認定を受けた証明事業を行う公益法人等若しくは第1級有線テレビジョン放送技術者によって調査されたもの又は当該公益法人等により調査資料の検討を得たもの（資格証明書添付））</li> <li>建築工事中における保全措置計画書（第4号様式）</li> <li>建築基準法施行規則第1条の表（～）の項に掲げる日影図の写し（建築基準法第56条の2の規定の適用を受ける中高層建築物に限る。）（縮尺1/100又は1/200）</li> <li>誓約書（第5号様式）</li> </ol>
II ワンルームマンションの場合	床面積求積図（住戸1戸あたりの床面積。メーターボックス及びパイプスペースは除く。）
I 又はIIの場合	事業地に表示板（第9号様式）を掲出したことを示す写真（遠・近景各1枚）

その他留意事項	縮尺の指定がない場合は、1/100～1/500の図面を添付してください。 提出にあたり、開発指導課と提出書類について十分協議してください。
---------	--

(2) 事前協議申請書の提出部数について

事業の種類	提出部数
条例第23条第1項に掲げる開発事業	正1部・副1部
位置指定道路（建築基準法第42条第1項第5号）の開発事業	正1部・副2部
都市計画法の開発許可が必要となるもの、その他市長が指示するもの	正1部・副11部※
※ 都市計画法の開発許可が必要となる場合については、提出部数を相談してください。	

(3) 調査依頼書の提出について（建築確認申請を指定確認検査機関で受けられる場合）

次の図書を順番どおりにまとめ、**事前協議申請書と同時に2部、提出**してください。

図書	縮尺	明示すべき事項	サイズ
調査依頼書（指定確認検査機関様式第一号）	-	-	A4版
付近見取図	1/2500	方位、道路、目標となる地物及び地名地番（敷地の位置を朱表示）	A4版
土地利用計画図・配置図	1/100（原則）	事前協議申請書に添付の土地利用計画図と同じものを添付してください。	A4版又はA3版
その他		上記以外に、調査のために必要な図書を求められたときは、提出してください。	
封筒（1通）	切手を貼り付け、宛先を記載してください。 ※郵送料金は最寄りの郵便局でご確認ください。		角型2号

(4) 申請書等の押印にかわる本人確認資料等の提示について

申請書様式には押印は不要となりますが、次のとおり、事業者の本人確認資料等の提示をお願いしています。

**ただし、委任状に事業者の押印がある場合は、本人確認資料の提示は不要です。**

1. 事業者本人が申請書を提出する場合 運転免許証、健康保険証、パスポート又はマイナンバーカード等
2. 申請者が法人の場合でその法人の従業員が申請書を提出する場合 社員証明書又は名刺
3. 代理者が申請書を提出する場合 事業者の運転免許証、健康保険証、パスポート又はマイナンバーカード等

※旧様式には押印が必要です。押印がないものは受付できませんので、ご注意ください。

(5) 変更届及び承継届に必要な提出図書は事前協議制度の手引きで確認ください。

（問い合わせ先）

都市整備局 都市計画部 開発指導課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館5階

電話番号：06-6489-6612 ファクス番号：06-6489-6597

メールアドレス：ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp